○費用弁償の取り扱いについて

1 政務活動費に関する諸規定

(1)地方自治法

第 100 条第 14 項「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」

(2) 三重県政務活動費の交付に関する条例

第2条第1項「政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。」第2条第2項「政務活動費は、会派にあっては別表第1に、議員にあっては別表2に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」

別表2 議員に交付する政務活動に要する経費(第2条関係)

経	費	内	容
調査研究費		議員が行う三重県の事務、	地方行財政等に関する調査研究
		(視察を含む。) 及び調査委託に要する経費	

(3) 三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程

第5条第1項「条例第10条に規定する政務活動費の使途基準は、会派に係る政務活動費については別表第1、議員に係る政務活動費については別表第2のとおりとする。」

別表第2(第5条関係)

経費及び内容	支出科目及び主な例	
調査研究費	<u>旅費</u> (調査研究、視察等に要する旅費)	
議員が行う三重県の事務、地方	需用費(調査研究、視察に必要な消耗品、資料印刷費等)	
行財政等に関する調査研究(視	委託料(個人・団体に調査研究を委託する経費)	
察を含む。)及び調査委託に要	負担金(調査研究、視察に必要な研究会等参加負担金)	
する経費	その他(連絡調整に必要な経費等)	

(4) 政務活動費ガイドライン

政務活動費を充当するのに適さない例について、以下の例示がされている。

- ①政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。
- ②選挙活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。
- ③後援会活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。
- ④私的活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。
- ⑤飲食・会食を主目的とする各種会合の出席費用の支出
- ⑥バー・クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費

- ⑦議員が他の団体(農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等)の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の 出席費用の支出
- ⑧公職選挙法やその他の法令等制限に抵触する事項に係る経費の支出
- ⑨事務所として使用する不動産の購入、建築工事費への支出
- ⑩政務活動に使用する自動車の購入、修理点検費の維持費への支出
- ⑪政務活動に直接必要としない備品等の購入、リース代への支出

(5) 知事への申し入れ、委員会等の正副委員長レク、町村議長会の要望等の登庁に係る経費を 政務活動費で支出することについて

議員に交付する政務活動費のうち、調査研究費として、議員が行う三重県の事務に関する調査 研究に要する経費として、旅費を支給することができることとされている。

また、知事への申し入れ、委員会等の正副委員長レク、町村議長会の要望等の登庁に係る経費は、ガイドラインに規定される「政務活動費を充当するのに適さない例」には該当しない。

以上から、知事への申し入れ、委員会等の正副委員長レク、町村議長会の要望等の登庁に係る 経費を政務活動費から支出できる。この場合、政務活動費収支報告にあたっては、用務欄に「〇 〇委員会による知事申し入れ」、「〇月〇日の□□委員会 正副委員長レク」等と記載することが できる。

2 公務災害に関する諸規定

(1)地方公務員災害補償法

第69条第1項「地方公共団体は、条例で、職員以外の地方公務員(特定地方独立行政法人の役員を除く。)のうち法律(労働基準法を除く。)による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償の制度を定めなければならない。」

(2) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

第3条において、議会の議員の場合の実施機関は議長とされており、議員が公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合には、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを調査し、公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定したときは、すみやかに関係者に通知しなければならない。その認定をしようとするときは、三重県公務災害補償等認定委員会の意見を聞くこととされている。

(3)公務災害認定の基本的な考え方

地方公務員災害補償法の逐条解説によると、「災害を受けた場合にそれが公務災害として認められるためには、一般に、<u>公務遂行性と公務起因性</u>の二つの要件を満たす必要がある。公務遂行性とは、任命権者の支配管理下にある状況で災害が発生したことをいい、公務起因性とは、公務と災害との間に相当因果関係があることをいう。」とされている。

(4)議員の場合の公務上外の認定等

同逐条解説によると、「議会は常時活動をしている訳ではないため、議員には勤務時間の観念はなく、また指揮監督下という観念もない。一般的に議員は、一定の時間、法的に私的活動の拘

束を受ける訳でもない。そこで、議員の公務遂行性は、議会が法律に基づいて正規の議会活動を 行っているときにおける議員活動に限り認めるべきものである。したがって、議員の災害につい て公務上と認められるのは、原則として

- ①開会中の本会議、委員会等への出席の場合
- ②議会代表として他の会合に出席した場合
- ③議会閉会中に継続審議案件について審議する委員会に出席した場合
- ④議会代表としてあるいは正規の委員会活動としての出張の場合 に限られる。」とされている。

本県議会において費用弁償の対象とする会議は、本会議、委員会、協議調整の場等とされており、上記の①から④までに限定して公務上と認められる原則と同様となっている。

(5) 公務災害の認定

公務災害の認定にあたっては、その活動に要する経費が公費で支出されるか、政務活動費で支出されるかに関わらず、基本的に公務遂行性と公務起因性の観点から判断される。

実際には、議長において、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを個別具体に調査し、公務上か公務外かの認定にあたっては三重県公務災害補償等認定委員会に意見を聞き認定を行う。

例えば、毎年行われる「成果レポート」に関する予算決算常任委員会の正副委員長及び各分科 会委員長による知事への申し入れの際に災害が生じた場合を想定すると、委員会そのものではな いものの、公開の予算決算常任委員会の中で、申入れ日時、申入れ内容等を協議・決定した上で 実施するものであることを勘案して、公務災害補償等の実施機関である議長が調査を行い、認定 にあたっては三重県公務災害補償等認定委員会に対して公務又は通勤であるかどうかの意見を 聞き、議長が判断することとなる。